

口頭により開示の請求ができる保有個人情報細則

制定 平成24年 7月13日

(趣旨)

第1条 この細則は、個人情報保護規程（平成24年3月27日制定。以下「規程」という。）第20条の規定により、口頭により開示の請求ができる保有個人情報について必要な事項を定めるものとする。

(口頭により開示の請求ができる保有個人情報)

第2条 口頭により開示の請求ができる保有個人情報は、次の表に掲げる試験の同表の右欄に掲げる結果とする。

試験	結果
職員採用試験	不合格者の順位及びその者の試験の得点
嘱託職員採用試験	不合格者の順位及びその者の試験の得点

(口頭により開示の請求ができる期間)

第3条 口頭により開示の請求ができる期間は、それぞれの試験の合否の発表の日から1箇月間とする。

(その他)

第4条 この細則で定めるもののほか、口頭により開示の請求ができる保有個人情報について必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成24年7月13日から施行する。